

医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業実施団体公募要領

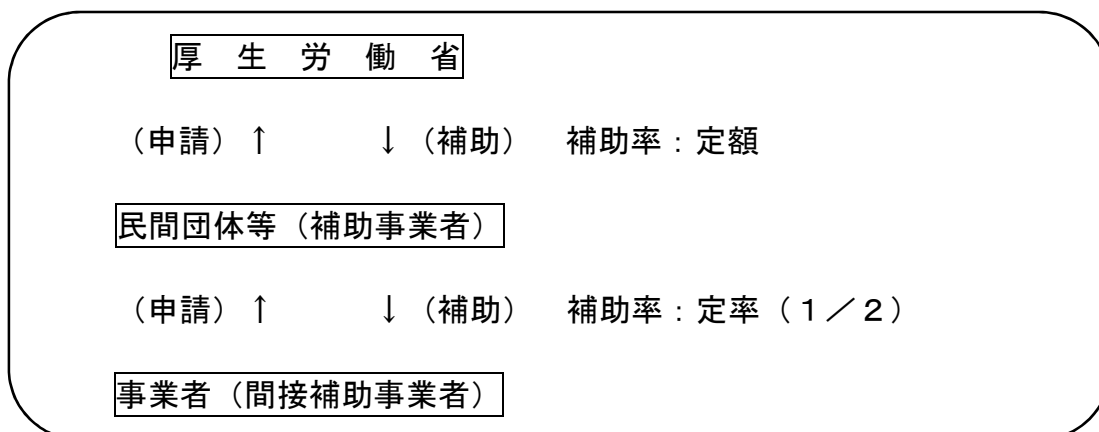
1 総則

我が国の在留外国人は約 204 万人、訪日外国人も 835.8 万人（平成 24 年）と増加し日本の医療を受ける機会も増加しています。しかしながら、外国人の方からは、日本の生活環境の不満として、外国語の通じる病院・医師が不足している声が多く聞かれます。また、医療機関側の意見として受診の際に言葉が通じないことへの不安を訴える外国人が多く、勤務する職員等も「問診の正確性が下がり、的確な診断・治療を施せない」「治療方針や入院に際しての注意事項等が伝えられない」など、医療の質の低下を懸念する声が多い状況です。

厚生労働省では、既に「外国人患者受入れ医療機関認証制度（JMIP）」を整備し、外国人患者の円滑な受入を図るための施策を推進しているところですが、平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定された「日本再興戦略」や「健康・医療戦略」において「外国人が安心して医療サービスを受けられる環境整備等に係る諸施策も着実に推進する」とされたことを受け、更に取り組を進めていく必要があります。

これらのことを背景に、厚生労働省では、医療機関が外国人患者を受け入れるにあたって、医療通訳、外国人向け医療コーディネーターの配置を促進することを目的とし、モデル拠点の整備事業を実施する団体を選定するために、以下の要領で実施団体の公募を行います。

※参考：交付スキーム



2 事業目的

医療通訳や外国人向け医療コーディネーターの配置を行うモデル事業を実施することにより、外国人患者受入れ環境の整備に向けた好事例や効果測定データを収集し、医療機関の外国人患者向け医療の質の確保を図ることを目指し、（１）、（２）、（３）及び（４）に係る事業（以下、「間接補助事業」という。）を行う者（以下、「間接補助事業者」という。）に対して、補助金を交付する事業、（５）に係る委

員会を実施する事業並びに（６）及び（７）に係る調査事業（以下、間接補助事業を含む「補助事業」という。）を行う団体を公募するものです。（詳細は別紙参照）

- （１）地域における外国人患者受入の拠点となる医療機関（以下、「拠点病院」という）として、外国人向け医療コーディネーター^{※¹}を設置する事業
- （２）拠点病院として医療通訳^{※²}を設置する事業
- （３）周辺病院等（診療所含む）から外国人患者受け入れに関する問い合わせに対する回答・助言事業
- （４）周辺病院等からの医療通訳の提供の依頼があった際の医療通訳の提供事業（拠点病院自らの診療に支障がない範囲とする。また、周辺病院等に費用負担を求め場合は交通費等の必要経費のみとする。）
 - ※¹ 外国人向け医療コーディネーター：外国人患者が医療機関において、円滑に医療を受けられるようコーディネートする者（医療関係資格の取得の有無は問わない）
 - ※² 医療通訳：診療の場において病院の従事者（病院窓口の職員も含む）と患者及びその家族間のコミュニケーションを行う者（医療関係資格の取得の有無を問わない）
- （５）間接補助事業を実施する拠点病院の選定に関する検討委員会の実施
- （６）間接補助事業で取得された医療通訳等の配置に関する好事例や効果測定データの収集、分析事業（間接補助事業者は、医療通訳、外国人向け医療コーディネーターの配置、周辺病院への通訳提供の方法など取組内容や具体的対応事例の記録、医療通訳・外国人向け医療コーディネーターの配置による効果に関するデータ測定を行い、補助事業者に報告するものとする。）
- （７）拠点病院に対する診察時の患者向け説明資料や同意書等の標準翻訳資料（平成25年度医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業により作成したもの）に関する情報提供や使用に関する助言事業

また、本事業の実施にあたっては、国民に対する医療の確保が阻害されることのないよう十分留意するといった観点も踏まえる必要があり、厚生労働省が必要に応じて助言等を行うものとします。

3 応募団体に関する諸条件

実施団体への応募者（以下「応募団体」という。）は、次の条件を全て満たす団体であることとします。

- ① 本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等に関する管理能力を有すること。
- ② 2（１）～（７）の事業を行う能力・組織体制を有すること。

- ③ 日本に拠点を有していること。
- ④ 厚生労働省等から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、必須ではありませんが国内において同種事業に対する実績のある団体が望ましいと考えます。

4 事業期間

事業期間は、交付決定日から平成 27 年 3 月 31 日とします。

5 応募団体の評価

(1) 評価の方法

事業実施団体の採択については、医政局総務課において、上記「3. 応募団体に関する諸条件」に該当する旨を確認した後、企画書等を評価します。企画書等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に最も効率的かつ効果的に事業を担えると認められる応募団体を実施団体として選定します。

評価は非公開で行い、その経緯は通知いたしません。また、問い合わせにも応じられません。なお、提出された企画書等の資料は、返却いたしませんので御了承ください。

(2) 評価の手順

評価は、以下の手順により実施されます。

① 形式評価

応募団体について、応募条件への適合性について評価します。なお、応募の条件を満たしていないものについては、以降の評価の対象から除外されます。

② 書面評価

提出企画書等の内容を中心に書面評価を実施します。

③ ヒアリング

必要に応じて、申請者(代理も可能としています。)に対して、ヒアリングを実施します。

なお、ヒアリングに出席しなかった場合は辞退したものと見なします。

④ 最終評価

書面評価及びヒアリングにおける評価を踏まえ、最終的に実施団体を選定します。

(ア) 評価の観点

- ① 事業を遂行するために必要な根拠（人員、経験、設備、資金）が示されているか。
- ② 事業を的確に遂行するために十分な管理能力があるか。
- ③ 事業計画が事業目的に合致しているか。
- ④ 事業計画が効果的なものとなっているか。
- ⑤ 事業開始後も安定的かつ効果的に運用できるか（経験・能力・体制等）。
- ⑥ 国内において同種事業の施行実績があるか。

(イ) 評価結果の通知

評価の結果については、最終評価後速やかに応募団体に対して通知する予定です。なお、補助金については、実施団体選定の通知後に必要な手続きを経て、正式に交付決定されることとなります。

(3) 本事業に係る補助金の交付について

本事業に係る補助金の交付については、「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」により行うこととなり、146,502千円を基準額（上限額）とします。（詳細は別紙のとおり）

(4) 応募方法等

(ア) 企画書の作成及び提出

「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業企画書」を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出してください。

企画書には以下の項目及び公募要領に示されている評価の観点を盛り込んでください。様式は任意ですが、記入漏れ等無いようにしてください。

- ① 本事業を実施する組織体制
- ② 平成26年度における実施スケジュールと実施内容（具体的なもの）
- ③ 事業に係る費用積算（別添1）…類似様式でも可
- ④ 現在応募団体にて実施している類似事業の概要説明

(イ) 応募方法

① 提出期間

平成 26 年 6 月 3 日（火）から平成 26 年 6 月 20 日（金）18 時（必着）

② 提出先・問合せ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医政局総務課 あて

※郵送の場合、封筒の宛名面には、「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業」と朱書きにより、明記してください。

問合せ先：厚生労働省医政局総務課 太田、高木

Tel：03-5253-1111（内線 2520、4107）

Fax：03-3501-2048

③ 提出書類

以下の書類を 2 部提出ください。

- 1 「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業企画書」
- 2 団体経歴（概要）、団体定款など活動が分かる資料
- 3 団体の直近決算年度の確定申告書（写）、財務諸表（写）
- 4 その他必要な資料

④ その他

評価の段階で必要に応じて企画書等を電子媒体で提出するよう依頼することもありますのでご承知おきください。

以上

(企画書 様式)

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省医政局総務課
医療国際展開推進室長 殿

法人等名称
申請者 印

平成26年度 医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業
実施団体への公募について

標記について、次のとおり関係書類を添えて応募します。

(別添1)

医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業 予定費用

区分	支出予定額			備考(摘要)
	員数	単(円)	金額(円)	
人件費				
賃金				
報償費(謝金)				
旅費				
消耗品費				
印刷製本費				
会議費				
図書購入費				
光熱水料				
通信運搬費				
雑役務費				
使用料及び賃借料				
委託料				

補助事業概要（予定）

1 補助事業

（１）補助事業予定額 146,502 千円

（２）②～④までの費用は 20,312 千円を基準額（上限額）とする。

（２）補助対象

①間接補助事業

②間接補助事業を実施する拠点病院の選定に関する検討委員会の実施

③間接補助事業で取得された医療通訳等の配置に関する好事例や効果測定データの収集、分析事業

④拠点となる医療機関等に対する診察時の患者向け説明資料や同意書等の標準翻訳資料（平成 25 年度医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業により作成したもの）に関する情報提供や使用に関する助言事業

また、本事業の実施にあたっては、国民に対する医療の確保が阻害されることのないよう十分留意するといった観点も踏まえる必要があり、厚生労働省が必要に応じて助言等を行うものとします。

（３）対象経費

事業の実施に必要な、人件費（職員給与費、法定福利費等）、賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費、光熱水料）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、委託料（これら費用に関するもの）

（４）補助金額

定額

（５）事業実施期間

交付決定日～平成 27 年 3 月 31 日

2 間接補助事業（予定）

外国人向け医療コーディネーター・医療通訳配置事業

(1) 補助対象事業

① 拠点病院として外国人向け医療コーディネーターを雇用し配置する事業

配置人数：1名以上

必要言語及び能力：英語、中国語若しくはポルトガル語等、各地域の実情に応じて必要な言語（院内案内ができる程度）（提案書に記載されたい。）

配置方法：指揮命令系統の関係上から医療機関が雇用すること。

② 拠点病院として医療通訳を雇用し配置する事業

配置人数：1名以上（複数以上の配置が望ましい）

必要言語及び能力：スペイン語、英語、中国語、ポルトガル語若しくはロシア語等、各地域の実情に応じて2～4言語程度

医療に関する知識・倫理を一定程度以上有すること

（提案書に記載されたい。）

配置方法：指揮命令系統の関係上から医療機関が雇用すること。常勤、非常勤は問わない。

③ 周辺病院等（診療所含む）から外国人患者受け入れに関する問い合わせに対する助言する事業

④ 周辺病院等からの医療通訳の提供の依頼があった際の通訳の提供事業（拠点病院自らの診療に支障がない範囲とする。また、周辺病院等に費用負担を求める場合は交通費等の必要経費のみとする。）

なお、間接補助事業者は、医療通訳、外国人向け医療コーディネーターの配置、周辺病院への通訳提供の方法など取組内容や具体的対応事例の記録、医療通訳・医療コーディネーターの配置による効果に関するデータ測定を行い、補助事業者に報告するものとする。

(2) 補助対象経費

(1) に要する経費（人件費（職員給与費、法定福利費等）、報償費（謝金））

(3) 補助金額

(1) に要する経費の1/2；上限1ヶ所当たり12,619千円）

(4) 募集方法

公募で行う。なお、拠点病院は、政令指定都市及び在留外国人総数上位の自治体との位置関係を勘案して選定するものとする。

(5) 採択件数（予定）

10件